

● 消費税のインボイス制度について

令和5年10月1日に、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。消費税の納税額は、売上等により受取った消費税から、仕入・経費・設備投資等により支払った消費税を、差引いて計算するのが原則です。インボイス制度導入後は、消費税を申告・納付していない、いわゆる免税事業者へ支払った消費税額は、納税額の計算上、差引くことができなくなります（2020年10月号参照）。

インボイス制度化では、下記の例のような「適格」の請求書や領収書等の交付または入手・保存が必要となります（国税庁資料）。従来の請求書や領収書等に、税務署から通知を受けた「登録番号」を記載することになります。適格請求書等の交付を受けた事業者は、紙または電子データで保存する義務があり、電子データの場合は、タイムスタンプなどの電子データを訂正削除できない措置や、検索機能の確保などの措置が必要となります。

（国税庁資料）

【記載事項】

- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

適格請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

適格簡易請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

品名	金額
ヨーグルト*	¥108
カップラーメン*	¥216
ビール	¥550
合計	¥874
8%対象 (内) 消費税額	¥324
10%対象 (内) 消費税額	¥550
軽減税率対象 (内) 消費税額	¥50
お預り	¥1,000
お釣	¥126

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。

なお、適格請求書等の発行は、発行事業者の登録が必要で、令和3年10月1日より登録申請が開始されます。登録申請すれば、免税事業者であっても、令和5年10月1日以後の取引は、自動的に「消費税課税事業者」となります。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
9月	—	
10月	個人住民税納付（第3期）	

- (注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内  
 個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日  
 源泉所得税の納付期限は、翌月10日(納期特例は上期7月10日、下期1月20日)。  
 住民税納付（普通徴収）については、上記と異なる地域があります